

サンフランシスコ講和条約と千島・竹島 = 独島問題(1)  
<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-1402-SF.pdf>  
 サンフランシスコ講和条約と千島・竹島 = 独島問題(2)  
<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-1411SF2.pdf>  
 サンフランシスコ講和条約と千島・竹島 = 独島問題(3)  
<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-1411SF3.pdf>

## サンフランシスコ講和条約と千島・竹島 = 独島問題(2)

朴 炳 渉

(竹島 = 独島問題研究ネット・代表)

San Francisco Peace Treaty and  
 Kurile Islands and Dokdo=Takeshima Problems(2)

PARK Byoung-sup

2014年11月

北東アジア文化研究 第39号

鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所

## サンフランシスコ講和条約と 千島・竹島 = 独島問題(2)<sup>52)</sup>

朴 炳 渉

(竹島 = 独島問題研究ネット・代表)

San Francisco Peace Treaty and  
 Kurile Islands and Dokdo=Takeshima Problems (2)

PARK Byoung-sup

キーワード：英連邦 (Commonwealth of Nations)

ダレス草案 (Draft of the Peace Treaty by Dulles)

日本固有の領土 (Inherent Part of the Territory  
 of Japan)

### 前号の要約

敗戦国日本の領土は、日本が受諾したポツダム降伏条項によって本州など主要4島および連合国が決める周辺島嶼とされた。連合国最高司令官 (SCAP) 総司令部 (GHQ) は日本政府への覚書SCAPIN 677によってクリル (千島) 諸島・琉球・ポニン (小笠原) 諸島・リアンコールト岩 (竹島 = 独島) などを暫定的に日本から切り離した。日本政府はこれらの島嶼が講和条約にて少しでも有利に扱われるように領土調書を作成し、重要度の高い4冊は1947年中にアメリカへ提出した。その領土調書 (1) は「千島諸島・ハボマイ・シコタン」、領土調書 (4) は「太平洋の小島および日本海の小島」すなわち大東島・竹島 = 独島・鬱陵島などを扱った。しかし、領土調書 (4) はアメリカの条約草案にすぐには影響を与えなかった。

対日講和条約の策定であるが、日本を間接統治したアメリカは日本に対して

〈表1〉 主なアメリカ草案における日本周辺島嶼の処分

島名		Liancourt	Volcano, Bonin等	Southern Kuriles	Lesser Kuriles	Ryukyu
		竹島＝独島	南方諸島	国後・択捉	齒舞・色丹	琉球諸島
1947	03.19	日本外	日本外	日本外	日本？ <sup>53)</sup>	日本外
	08.05	〃	〃	日本	日本	日本
	11.07	〃	〃	〃	〃	日本外
1948	01.08	〃	〃	検討中	検討中	検討中
1949	09.07	〃	〃	日本	日本	日本外
	11.02	〃	〃	日本外	日本外	〃
	12.29	日本	〃	〃	日本	〃

当初は従来どおり懲罰的な講和条約草案を作成した。しかし、米ソ冷戦が深刻になるにしたがってアメリカは対ソ戦略の観点から日本を自由主義陣営の強固な一員にするため、次第に日本に寛大な講和条約を策定する方向へ転換した。その一方、旧日本領の処分に関しては厳しい態度をとった。アメリカが血の代償を払って占領した琉球諸島や南方諸島には戦略的判断から信託統治を布く方針であった。北方4島に対しては対ソ戦略とヤルタ協定とのバランスの中で主権を放棄する領域の範囲や、ソ連への引き渡しを条文中に明記するかどうかなどでしばしば判断が揺れ動いた。一方、竹島＝独島は、アメリカは初期の草案では韓国領としたが、1949年末の草案で領土調書(4)を検証なしに引用したうえで軍事的な利用の可能性を重視したGHQ外交局長<sup>54)</sup>シーボルドの提言を採用して日本領に変更した。これらの島はアメリカの主な草案で〈表1〉のように考えられた。

ヤルタ協定でソ連に引き渡すことになっているクリル諸島の解釈であるが、外務省は領土調書(1)にてクナシリ・エトロフ両島は南クリル、すなわちクリル諸島の一部であるとしたが、ハボマイ・シコタンは北海道の一部であってクリル諸島に含まれないとした。

## 5 ダレス草案

1949年、国務省は中華人民共和国の成立(10月)などの国際情勢をふまえ、東アジアにおける自由主義陣営強化のために早期講和によって日本を反共の前線に据えることをめざした。これに対し、国防省や統合参謀本部などの軍部は在日米軍基地を制約なしに使い続けるという戦略的判断から講和は時期尚早であると反対し、「国務省の条約狂を痛烈に批判」<sup>55)</sup>した。また、ソ連問題に関しても国務省はソ連の参加は講和条約の成立を困難にすると考えたが、軍部は日本の安全保障にとってソ連の参加は必要であると主張して鋭く対立した。これに加え、国務省は同盟国の間でも中華人民共和国を承認(50.1.6)したイギリスと中国問題などで深刻な意見の対立があった。

こうした難局打開のためにトルーマンは1950年4月、あえて野党の共和党员ダレス(John F. Dulles)を国務省顧問に任命して対日講和条約を担当させた。これを機に関係者が国務省と軍部との深刻な対立の解消に努力するなかで朝鮮戦争が6月25日に勃発し、局面は大きく動いた。前稿57頁に書いたように、アメリカはそれまで韓国をアチソン防衛ラインからはずしていたが、結局はアメリカ自身が国連軍の中心になって共産主義陣営と直接戦うことになった。その結果、軍部はソ連との協調を放棄し、講和条約へのソ連の参加という条件を撤回した<sup>56)</sup>。一方、国務省は日本の再軍備の必要性を切実に実感するようになり、国務省と軍部との歩み寄りが急速に進み、対日条約の草案作りが進展した。

8月7日、ダレスは各国の多様な意見を調整しやすいようにきわめて簡略な草案を作成した。草案は冒頭で日本の戦争責任にはふれず、むしろ日本が世界の平和や安保に貢献すべきことなどをうたった。これは暗に日本の再軍備を促すものであった。次に領土問題であるが、日本は台湾、澎湖島、北緯50度以南のサハリン、クリル諸島に関しては米英ソ中の決定を受け入れることや、琉球・小笠原諸島に関しては国連による信託統治の決定を受け入れるべきであるとした<sup>57)</sup>。この草案はシンプル過ぎて国務省内部からも疑問がだされた。8月9日、フィアリー(Robert A. Fiarey)は領土問題に関し、草案第6条に硫黄諸島・南鳥島・沖ノ鳥島・西之島などが入らないのか、また、係争になりかねない対

馬やリアンコルト岩（竹島＝独島）の所属は明らかなのだろうかとの疑問を呈した<sup>58)</sup>。

アメリカは作成した草案を公表するかわりに草案の基本方針を「対日講和七原則」として発表した<sup>59)</sup>。「七原則」は第1項で条約の当事国は日本と交戦した国の中で「提案されて合意される基礎において平和を成立させる意思を有するもの」とした。これはソ連を排除する可能性を示した条文である。第6項では当事国は例外を除いて請求権を放棄するとうたって日本に寛大な草案にする方針を明らかにした。第3項は領土問題であるが、日本は(a) 朝鮮の独立を承認し、(b) アメリカを施政権者とする琉球・小笠原諸島の国連信託統治に同意し、(c) 台湾・澎湖諸島・南サハリン・クリル諸島の処分は中ソ英米の決定に任せるが、条約発効後1年以内に決定されない時は国連総会が決定するとした。

同年9月、トルーマン大統領が対日講和交渉の開始を国務省に指示するや、ダレスは「七原則」をたたき台に9月下旬から第5回国連総会開会中に極東委員会メンバーなどと個別交渉をおこなった。オーストラリア政府は領土問題について「西沙諸島・硫黄諸島・南鳥島・伊豆諸島など旧日本領の処分に関するより正確な情報」を求めた<sup>60)</sup>。これに対してアメリカは「瀬戸内海の島々、隠岐列島、佐渡、奥尻、礼文、利尻、対馬、竹島、五島列島、琉球諸島最北部及び伊豆諸島は、いずれも長い間日本のものと認められており、これらは日本によって保持されるであろうと考えられる。琉球中部・南部、西之島を含む小笠原諸島、硫黄諸島、沖ノ鳥島、南鳥島は合衆国を施政権者とする国連の信託統治下におかれるだろう」と回答した。この時、アメリカは竹島＝独島を日本領とする方針であった。

一方、ソ連は「七原則」に反発した。ソ連は領土問題に関し、信託統治はカイロ宣言・ポツダム宣言に規定がなく、その根拠は何かと詰問した。アメリカは、その根拠は国連憲章77条の占領地に対する信託統治制度や、ポツダム宣言の「我らの決定する諸小島」にあると回答した<sup>61)</sup>。しかし、アメリカみずから認めるようにその根拠は弱く、基本的にはアメリカの戦略的判断からなされたのである。そのため、インドなどは信託統治には反対であった<sup>62)</sup>。ただし、ク

リル諸島は無条件でソ連に引き渡すべきであると主張した。

## 6 日米協議とアメリカの公式草案

アメリカは講和条約の最終草案をまとめるにあたって日本の意見を聞くべく、1951年1月末にダレス使節団が東京を訪れた。日本はこれに備えて交渉方針をまとめるために「D作業」と名づけた準備・研究を進めた<sup>63)</sup>。領土問題に関する交渉方針は、日本はアメリカのいかなる軍事上の要求に応じるので、琉球・小笠原諸島の信託統治は再考してほしいが、どうしても信託統治が必要な場合は日本も共同施政権者になりたいとするものであった<sup>64)</sup>。この要望に対してダレスは吉田との会談にて、「国民感情はよく解かるが、降伏条項で決定済みであって、これを持ちだされることは、アンフォーチュネートである。セトルしたことを考えてもらいたい<sup>65)</sup>」として、日本の要望をはねつけた。アメリカは草案の作成において「日本側の希望を十分に尊重したいとの意向<sup>66)</sup>」を持っていたが、領土問題に関する限り、交渉の余地がまったくないという強硬な姿勢であった。これには首相吉田茂や外務省は相当なショックを受けたとされる<sup>67)</sup>。ダレスとの会談では日本の再軍備を要求するダレスに少々抵抗した吉田であるが、領土問題ではダレスの見解に率直に従わざるを得なかった。数日後、吉田は領土問題を取りあげたのは「対内考慮よりいでたるものにして他意なきことを了とせられたし<sup>68)</sup>」とダレスやマッカーサーにまで弁解した。この発言が転機になり、日本は領土問題に関してアメリカへ要望を出すことやロビー活動などがほとんど不可能になった。

一方、アメリカは日米協議にて信託統治の対象を北緯30度以南から北緯29度以南の琉球・南方諸島に変更することを日本に通告した。これにより、南西諸島の一部であるトカラ列島は分断が解消したうえで信託統治を免れた。日本はアメリカの信託統治案を受諾し、日米両国は2月8日付け仮覚書にイニシャル署名した<sup>69)</sup>。この覚書に千島諸島はふれられず、後にアメリカから「仮覚書に関する米側修正提案」が3月14日に出され、ソ連が対日講和条約に署名することを前提にソ連へ南サハリンの返還およびクリル諸島の引渡しが提案された。日本はこれもやむを得ないとして受け入れた<sup>70)</sup>。一方、竹島＝独島に関しては

まったく話題にならなかったようである。

アメリカは日本との協議結果をふまえて公式草案を3月23日に確定し、関係各国へ送付した。この時、アメリカは韓国・中華民国を条約調印国に予定していたので両国へも草案を送付した。その草案の領土条項は、北緯29度以南の琉球・小笠原諸島・硫黄島・沖ノ鳥島・南鳥島はアメリカを施政権者とする国連の信託統治下に、南サハリンはソ連へ返還、クリル諸島はソ連へ引き渡されるとされた<sup>71)</sup>。ただし、これは第19条の規定によってソ連が条約の当事者になれば有効であるとされたが、その可能性は低かった。

草案では先にフィアリーが帰属を懸念した島々の中でアメリカの国益や戦略に直結する硫黄島・沖ノ鳥島・南鳥島が記述されたが、関心度の低い竹島=独島や大東島は依然として無視された。これ以外にも南シナ海にあるパラセル(西沙)諸島やスプラトリー(南沙)諸島なども草案に記されなかった。朝鮮に関連した領土条項は「日本は朝鮮・台湾・澎湖諸島に対するすべての権利や権原、請求権を放棄する」とだけ記された。

## 7 英連邦の動向とイギリスの草案

かつてバックス・ブリタニカの栄光に輝いたイギリスは、戦後はドイツ問題や中東問題、南・東南アジア問題などで多事多難であった。そのため、当初のうちイギリスは外相ベビン(Ernest Bevin)にしても首相アトリー(Clement R. Attlee)にしても対日講和問題にあまり注意をはらわなかったし、世論の関心も低かった<sup>72)</sup>。一方、英連邦諸国の中で日本軍の直接攻撃をたびたび受けて多大な被害を出したオーストラリアは「自らを太平洋の主要国」<sup>73)</sup>と任じ、太平洋の安保問題や対日問題、ひいては朝鮮問題に強い関心をもっていた。実際、オーストラリアはSCAPIN-1付属の「一般命令」1号<sup>74)</sup>にしたがってボルネオなど太平洋地域において日本軍の降伏を受けたのをはじめ、日本には占領軍兵士を送る一方、対日政策の策定などでGHQを指導する極東委員会のメンバーとして、またGHQに直接の助言をおこなう対日理事会のメンバー<sup>75)</sup>として積極的に活躍した。また、朝鮮問題では米英中ソが朝鮮を信託統治するというモスクワ会議の決定に対し、オーストラリアはイギリスの代わりに朝鮮の信託統

治国になることでイギリスと合意したこともあったほどで<sup>76)</sup>、領土問題や海洋安保ではたした役割は刮目に値する。

オーストラリアの強い要請により英連邦諸国はキャンベラで会議(1947.8)を開催し、対日講和条約を討議した。会議の最終コミュニケで日本の再侵略に対する保障の必要性がうたわれたが、この観点からアメリカによる琉球や小笠原諸島の戦略的信託統治に多くの国が賛成した<sup>77)</sup>。こうした判断に見られるように、多くの英連邦諸国は旧日本領の処分に際して海洋安保の観点から戦略的な判断を優先させた。この判断は日本領のみならず、本来の韓国領にも及んだのが注目される。キャンベラ会議では済州島に関し、「朝鮮の不確実な将来の観点から済州島は人口が朝鮮人であるにせよ、日本の統治下に残すのが望ましい」との意見が出された<sup>78)</sup>。このような戦略的判断はコロomboにて開かれた英連邦外相会議(1950年1月)にても変更はなかったようである。コロombo会議では対日講和条約作業委員会を設置し、具体的な検討を始めた。そのレポートはアメリカ政府へも5月17日に送られる一方、イギリスの条約草案に反映された。

1950年9月、イギリスはアメリカから「七原則」を受けとったのを機に、政府内に極東委員会をもうけて条約草案の検討を開始、12月には草案の総説や請求権、安全保障に関する三つの重要文書を作成した<sup>79)</sup>。それらは翌51年にロンドンで開かれた英連邦首脳会議にはかられた。この時の討議内容なども考慮し、イギリス外務省極東局は2月28日に伝統的な手法にしたがった第1次草案を作成した<sup>80)</sup>。日本の戦争責任については第2項で「日本は軍国主義政権の下にドイツおよびイタリアと三国協定の当事国になり、侵略戦争を企て、それによって連合軍や関連勢力、UN諸国との戦争状態を引き起こし、その戦争について責任を分担している」と記し、必罰的な賠償を求めた。一方、領土処分であるが、日本周辺の島嶼関係では日本は琉球、小笠原、火山(硫黄)諸島、南鳥島に対する主権、権利、権原、利権を放棄し、クリル諸島・南サハリンをソ連に譲渡するとされた。ただし、ハボマイ諸島は条文間に矛盾があり、帰属先は不明である。

この草案で注目されるのは、竹島=独島・済州島・鬱陵島を日本領に規定し

〈表2〉 1951年にイギリスの草案に記述された島嶼の帰属

島名		Liancourt (Take is.)	Volcano, Bonin等	Southern Kuriles	Lesser Kuriles	Ryukyu
		竹島＝独島	南方諸島	国後・択捉	齒舞・色丹	琉球諸島
1次	2.28	日本	日本外	日本外	日本外?	日本外
2次	3.	日本外	〃	〃	日本外	〃
3次	4.7	〃	〃	〃	日本	〃

たことである。これはキャンベラ会議での戦略的判断を受けつぎ、韓国領といえども海洋安保を優先させて日本領に規定したのであろう。その背景となる韓国の情勢に関しては後述する。

しかし、済州島や竹島＝独島などを日本領にしたのを行き過ぎと考えたのか、3月に英外務省が作成した第2次草案ではこれらを日本領外とした<sup>81)</sup>。日本の領土範囲が具体的に経緯度で示された点を結ぶ区画ラインによって明確に規定されたが、済州島・鬱陵島・竹島＝独島・ハボマイ群島・シコタンなどは日本の領域から除かれた。ハボマイ・シコタンは後述のように十分な知識がないまま決定された<sup>82)</sup>。他に、南方諸島や琉球諸島は第1次案と同じく日本は「主権」などを放棄すると規定され、アメリカ案より厳しい。

竹島＝独島が日本領から除外されたことに関して塚本孝はSCAPIN 677に引きずられたのだらうと推測した<sup>83)</sup>。しかし、塚本は竹島＝独島を日本領とする第1次草案に関しては何ら言及がない。第2次草案からSCAPIN 677に引きずられたとする根拠は何もなく、いささか唐突である。かねてよりマッカーサーの独裁者ぶりに反感をもっていたイギリスが<sup>84)</sup>、第2次草案からGHQのSCAPIN文書を重視して竹島＝独島を日本領外に規定したとは考えにくい。前稿48頁に記したように、イギリスは水路誌*China Pilot*においてリアンコールト岩（竹島＝独島）を朝鮮沿岸の島として扱っており、元から朝鮮領と考えていた。それにもかかわらず第1次草案でリアンコールト岩を済州島などと一緒日本領にしたのは戦略的判断を優先させたものであり、第2次草案以降ではその判断を後退させたのであろう。

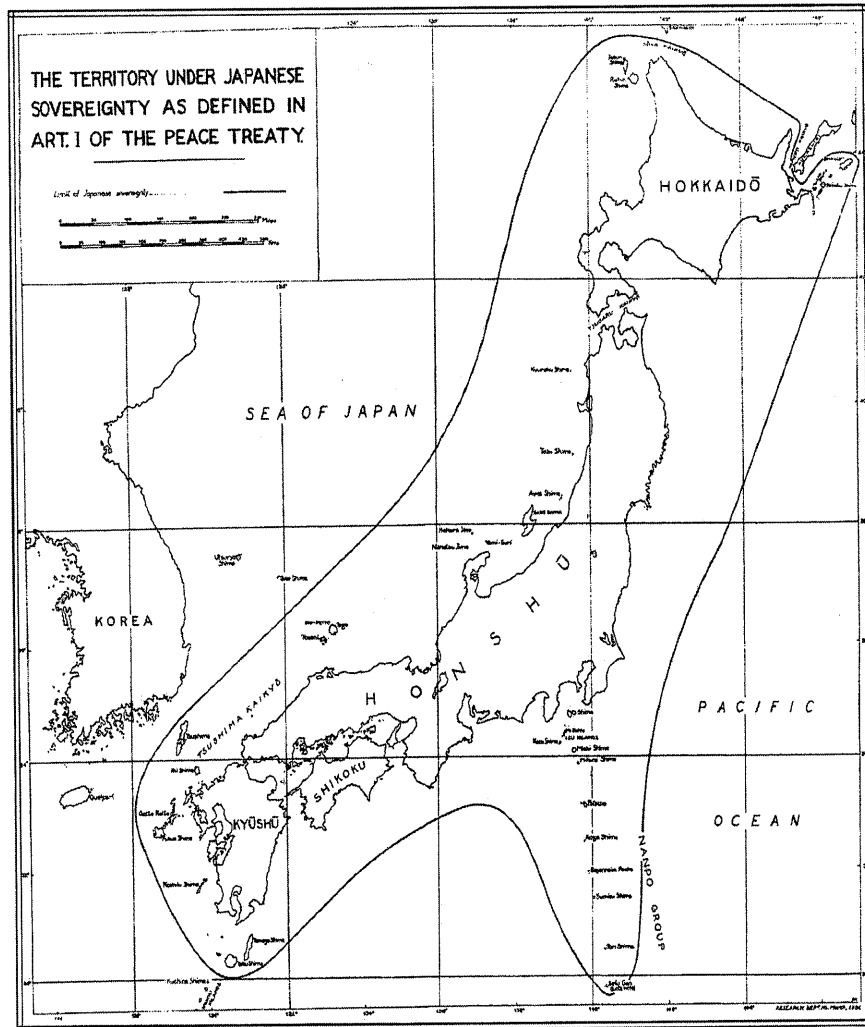
イギリスはさらに各部署の調整を終え、4月7日に第3次の最終草案を作成

した。この2週間前にイギリスはアメリカの公式草案を受けとっていたが、それをほとんど考慮しなかった。最終草案は、戦争責任を追求する条文などは以前と同様である。領土条項は、付属地図〈図3〉<sup>85)</sup>のように北緯30度以南の南西諸島・南方諸島・クナシリ・エトロフ・竹島＝独島などを第2次草案と同じように日本領外とした。

最終草案でハボマイ・シコタンを日本領に変更したのが目をひくが、これはアメリカの判断に同意したためとされる<sup>86)</sup>。これとは別に北方4島に関する初めての本格的な調査が東京の英国代表部によっておこなわれた<sup>87)</sup>。5月21日付け報告書は、ハボマイ村が属する花咲郡は根室国に属し、シコタン村が属するシコタン郡はクナシリ郡やエトロフ郡などとともに千島国に属することを明らかにした。ただし、代表部はシコタンがヤルタ協定にいうクリル諸島に含まれるかどうか、すなわち日本領にすべきかどうかについてはふれなかった。

イギリスは最終草案を英連邦諸国やアメリカ政府へ提示した。日本へは第2次日米協議においてアメリカから秘密裡に提示された。同協議は、1951年4月にGHQのマッカーサーが突然解任されたのを受けて日本の動揺を抑えるためダレス一行が訪日した時に17日から東京でおこなわれた。アメリカは1週間後にワシントンで米英協議をおこなうことになっていたの、それに備えて日本へイギリスの最終草案を内密に示して意見を求めたのである<sup>88)</sup>。この時、アメリカは最も信頼すべき同盟国の信義を破るほど日本に親和的になっていた。日本外務省はさっそくイギリス案への見解をまとめ、外務次官井口貞夫がシーボルドへ「英国の平和条約案に対するわが方意見」を提出した。その見解書は、「英国案は前文に最も明瞭にでているように、無条件降伏をした敵国に対し戦勝国の課する講和条約の性質を有する。かような条約は、必ず、日本国民に深い失望感」をもたせるとして嫌悪感を示す一方、米国案がはるかに望ましいので「米案の実現に努力されるよう衷心希望」と記した<sup>89)</sup>。領土条項に関しては「色丹が日本の領域に属することを明記している点は、好ましい<sup>90)</sup>」とだけ記した。さらに翌日、条約局長 西村はフィアリーと会談し、見解書の内容を詳細に説明した。

イギリスの草案に対し、一連の日本政府の領土見解で注目されるのは、クナ



〈図3〉 イギリス最終草案（1951.4.7）の付属地図（竹島＝独島は日本領外）

シリ・エトロフ・竹島＝独島に対して領有権を主張しなかったことである。クナシリ・エトロフに関しては前稿55頁に書いたように、外務省は両島が千島列島に含まれると結論づけた領土調書（1）をアメリカへ提出済みなので領有権の主張をしなかったのは当然であろう。次に竹島＝独島であるが、外務省はイギリス草案の領土条項1条および付属地図〈図3〉で竹島＝独島が日本領外になっていることを知りながら、何も見解を述べなかった。これは竹島＝独島に関する英国案を日本政府が黙認したと解される。一方、琉球・小笠原・硫黄島に関しては、日本の主権放棄を規定したイギリス案より主権放棄にふれていないアメリカ案が望ましいとの意見を表明した。この時、フィアリーは「わが意を得たというふうにならずいた」という<sup>91)</sup>。アメリカは住民問題などを考慮して主権を日本へ暗に残すつもりであった。

## 8 竹島＝独島の重要度と「固有領土」

イギリス草案にて竹島＝独島が日本領外になっていることを外務省は黙認したが、この背景には日本人の竹島＝独島に対する意識が暗に作用したであろう。竹島＝独島は琉球や千島に比べて重要度が極端に低かった。琉球、すなわち行政上の沖縄県は1947年の調査で約59万人が住んでいたので、琉球の重要度はいうまでもない。また、千島は近海が「世界の3大漁場」のひとつと認識されるほど水産資源が豊富である<sup>92)</sup>。そのうえ、ソ連の占領<sup>93)</sup>によって読売新聞のいう「南千島4島」<sup>94)</sup>すなわちクナシリ・エトロフ・ハボマイ諸島・シコタンを追われた1万人もの元住民が根室の収容所で帰島を願って4-5年間も血の叫びをあげていた<sup>95)</sup>。この叫びをくんで衆議院では1951年3月に「歯舞諸島返還懇請に関する決議」がなされたほどである。こうした島々に反し、無人島である竹島＝独島の重要度は比喩ものにならないくらい低い。竹島＝独島では唯一の許可漁業であるアシカ猟が隠岐島民によって細々とおこなわれ、1930年代には毎年数十頭を捕らえていたが、それすら1941年を最後に島根県民の漁業は完全に途絶えた<sup>96)</sup>。そのような島に関心がもたれるはずがなかった。

これらの島嶼に対する関心度を数字で具体的に示そう。日本周辺の島嶼が国会で取りあげられた件数を「国会会議録検索システム」で検索してみる。終戦

時から条約調印時までには領土問題としてヒットした件数は「竹島」が2件、「大東島」が7件、「南鳥島」または「沖ノ鳥島」が9件であるのに対し、「千島」は約230件、「沖繩」または「琉球」は約220件であった。「竹島」の2件はあまりに少ない一方で圧倒的な関心は千島・琉球列島であった。さらに、国会での論議内容を見ると日本人の竹島＝独島に対する認識が明瞭に浮かび上がる。多くの国会議員はSCAPIN 677で日本の領域外とされた「日本固有の領土」を取り戻すべく政府は努力すべきであるという趣旨で発言するのだが、「固有の領土」の中に「南樺太」を入れても「竹島」の名を入れないのである。具体的な例をあげると、千葉三郎は「千島、小笠原、琉球は、歴史的にも民族的にも、わが国固有の領土」<sup>97)</sup>、西村栄一は「わが国の固有の領土である千島、南樺太、沖繩及び小笠原」<sup>98)</sup>、小平忠は「固有の領土であります南樺太、千島あるいは琉球、小笠原」<sup>99)</sup>、三浦一雄は「わが国の民族的固有領土でありますところの南樺太、千島、齒舞、色丹等の返還、小笠原群島、奄美大島及び沖繩の完全主権の回復」<sup>100)</sup>などと発言し、誰も竹島＝独島を「固有の領土」とは主張しなかった。このように、日本ではほとんど「竹島」は固有領土とは考えられなかった。

一方、外務省も韓国政府との竹島＝独島をめぐる領有権論争において「日本政府見解(1)」<sup>101)</sup>や「日本政府見解(2)」<sup>102)</sup>に明らかなように竹島＝独島を日本固有の領土であるとは主張をしなかった。日本政府が竹島＝独島を日本固有の領土であると主張するようになったのは1956年であり<sup>103)</sup>、それ以前は日本全体が竹島＝独島を日本固有の領土とは考えていなかった。これは重要な事実である。日本の論理は、日本固有の領土は何としても主権を回復しなければならないというものなので、固有の領土という認識がほとんどなかった竹島＝独島に対しては主権の回復を主張しなかったのである。それでは日本はなぜ竹島＝独島に対して「日本固有の領土」という認識がほとんどなかったのだろうか？

ここで一旦「固有の領土」という語について考えたい。「固有の領土」は一般に「古来の版図」という意味で使用される事が多いが、英訳するのは困難とされる<sup>104)</sup>。また、学問的には「歴史の言葉」でも「国際法の言葉」でもない<sup>105)</sup>。日本の「古来の版図」に関しては明治憲法作成の際に憲法起草者のひ

とりである伊東巳代治によって検討がなされた。伊東は『帝國版図』にて「我が帝国の版図、古に大八島」とした。すなわち古来の版図は淡路島、秋津島(本州)、伊予の二名島(四国)、筑紫島(九州)、壱岐島、津島(対馬)、隠岐島、佐渡島であったが、その後は景行天皇が東蝦夷や西熊襲を征服して次第に版図を広げ、ついには近代になって北海道・沖繩諸島・小笠原を日本帝国の版図にしたと記した<sup>106)</sup>。明治憲法起草者が考えた「古来の版図」は大八島などであり、北海道や沖繩などは含まれなかった。ある日本史家は、伊東のいう「いにしへの版図」こそ「日本固有の領土」の明白な定義であると述べたという<sup>107)</sup>。この日本史家にしたがえば、神話上の大八島こそ「日本固有の領土」になる。この逸話が象徴するように「固有の領土」は定義が困難な用語である。

しかるに、塚本孝は固有の領土を「もともとの領土、一度も外国の領土であったことがない領土」とした<sup>108)</sup>。この見解からすると、かつては日本に属さず独立王国であった琉球は「日本固有の領土」にはなり得ない。さらに、大戦中から沖繩(琉球)はアメリカによって占領・支配され、戦後は長期にわたり本土の日本人が渡航する場合でも日本国発行のパスポートが必要であった。このように、沖繩は日本政府によって「外国の領土」として扱われ、官撰地図「日本全図」(1952.10)にも描かれなかった。したがって、塚本のいう「日本固有の領土」ではない。それどころか、日本政府も1945年7月に「固有本土の解釈については、最下限沖繩、小笠原島、樺太を捨て、千島は南半部を保有する程度」と決定し<sup>109)</sup>、沖繩などを固有本土、すなわち「固有の領土」とはしなかった。日本政府は「固有の領土」を政策的に決めたのである。

そのような政策上の用語であった「固有の領土」が文科省「学習指導要領解説」の指示により社会科教科書に反映されて中学校などの教育現場に持ち込まれ始めたが、「固有の領土」なる主張は問答無用の「喧嘩の言葉」<sup>110)</sup>であり、相手国を挑発する趣がある。実際、日本政府に対抗するかのようには韓国や中国も「固有の領土」の主張を始めたが、お互いにこれがエスカレートすれば暴走しかねない。ややもすると「固有の領土」は危険な「軍事行動を招きかねない主張」である<sup>111)</sup>。

さて、竹島＝独島問題にもどるが、同島は1877年の太政官指令などに見られ

るように日本と無関係とされたうえ<sup>112)</sup>、1905年2月に竹島＝独島を日本領に編入した時には無主地の名目であった。これでは「古来の版図」という意味での「固有領土」の意識が生まれようがない。それどころか、1905年の編入は官報に掲載されずに政府レベルでは秘密裡にされたので、地理学者すら竹島＝独島が日本領になったことを知らなかったようで、田淵友彦は1905年9月に同島を「ヤンコ島」の名で『韓国新地理』に記述していた。

こうした事情のため、有史以来、1952年末までに竹島＝独島を日本領として描いた官製の日本全図は一枚も見当たらない<sup>113)</sup>。島根県竹島問題研究会の船杉力修の綿密な調査によれば、島根県や隠岐島庁が作成した数枚の島根県地図や隠岐島地図などのローカル地図に竹島＝独島が日本領（内地）として描かれたという<sup>114)</sup>。しかし、島根県が作成した島根県地図で竹島＝独島を描かなかった地図も多い<sup>115)</sup>。さらに、船杉の調査によれば政府機関では陸軍参謀本部陸地測量部「東亜輿地図」シリーズのローカル地図「松江」（1909）に「竹島が島根県隠岐に所属するのを示す記載」があることがわかったという<sup>116)</sup>。しかし、船杉があげた陸地測量部ですら1936年には「陸地測量部発行地図区域一覧図」において「竹島」を朝鮮の区域に組み込んだ<sup>117)</sup>。官撰地図以外でも「竹島」は朝鮮所属という理解が一般的で、芝葛盛『日本歴史地図』<sup>118)</sup>、藤田明『中等日本歴史地図』<sup>119)</sup>などの地図が「竹島（リアンコルト岩）」を朝鮮所属として扱った。「竹島」を日本内地所属とした私撰地図はわずかに山上万次郎『最近統合帝国地図』<sup>120)</sup>が知られている。このような状況では日本人が竹島＝独島を「日本固有の領土」と認識するどころか、日本領（内地）と認識するのさえ困難であったといえる。

そうした日本人の竹島＝独島に対する認識を反映し、講和条約によって竹島＝独島は日本から当然切り離されるという見解が国会で公然と述べられた。先に講和条約調印までの国会で「竹島」が2件取り上げられたと記したが、その内の一件は福岡県選出議員である団伊能の参議院外務委員会（1951.2.15）における質疑である。団は、竹島＝独島が「どこに帰属するかということについても非常に疑惑がある。これは日本から離れるといたしましても、これはどこの国に帰属するか、ただ一つの離れ島でありますから、こういう問題も起ると

思います」と発言した。団の発言の趣旨は北方4島を日本に残し、日本から切り離される南西諸島や琉球諸島は北緯30度ではなく27度30分を境にすべきというものであり、琉球列島や竹島＝独島が講和条約によって「日本から離れる」という前提で発言したのである。他の「竹島」に関するもう一件の発言は、島根県選出の山本利寿の質疑である。山本は衆議院外務委員会（1951.2.6）にて「奄美大島を含んでおところの薩南諸島、あるいは千島列島に近い齒舞、色丹、こういうようなものがただ緯度の関係、その他によって占領軍の行政下に置かれておる。島根県の竹島のごときもそういうのであります」と述べ、誤った認識を示した。前稿46頁に述べたように竹島＝独島はGHQ占領軍の行政下におかれたのではなく、終戦直後から「南朝鮮」領域としてアメリカ太平洋陸軍の米軍政庁下におかれ、韓国が独立するや韓国政府の行政下におかれたのである。山本の発言の趣旨は、万一、千島列島や琉球列島などの「大きいところが日本から離れる場合においても」奄美大島やハボマイ・シコタンなどは住民のためにも「日本の領土に返していただくべき」なので何か手段を講じてほしいというものであり、「竹島」は話のついでに出ただけであった。山本は決して竹島＝独島の領有権を主張したのではなかった。このように、政界でも重要度の低い竹島＝独島に対して主権を主張する者は条約調印以前にはほとんどいなかったし、関心も薄かった。

竹島＝独島に対する関心度の低さは言論界でも同様であった。朝日・毎日・読売の三大新聞では終戦から条約調印までに竹島＝独島に関する記事はほとんどみられない。わずかに、朝日新聞が条約締結のための全権団が出発した翌日「竹島は日本領」と題する小さな記事を載せたのみである。これについては後述する。こうした日本人の関心度の低さが外務省に影響したのであろう。「竹島」あるいは「リアンコルト」などという語は外務省『平和条約の締結に関する調書』<sup>121)</sup>全8巻に一切記述されなかった。

(本誌(3)につづく)



## 注

- 52) 本稿・次稿は下記論文を翻訳、再構成した。朴炳涉「対日講和条約と 独島・済州島・쿠릴・琉球諸島」、『獨島研究』16号、韓国嶺南大学校、2014、pp. 137-205。
- 53) 塚本孝は下記論文114頁にてハボマイ・シコタンを日本領外としたが、引用した原文は「日本はここにソ連邦に対し、カムチャッカと北海道の間に横たわる千島諸島を、完全な主権とともに割譲する」であり、この「千島諸島」にハボマイ・シコタンを含むのかどうか定かではない。アメリカはSCAPIN 677にてハボマイ・シコタンを千島列島と区別したので、千島列島にハボマイ・シコタンを含まないと考えた可能性がある。塚本孝「米國務省の対日平和条約草案と北方領土問題」、『レファレンス』482号、1991。前稿49頁にて李碩祐の下記著書51頁を根拠に、「付属地図によるとハボマイ・シコタンは日本領<sup>21)</sup>」と記したが、「付属地図」はイギリス最終草案の付属地図であることが判明したので、上記の一節を削除する。李碩祐編『対日講和条約資料集』、東北亜歴史財団（ソウル）、2006。
- 54) 前稿54頁にて「駐日政治顧問」と記したが、これは1946年4月18日に組織が変わって「GHQ外交局長」とされたので訂正する。ただし、國務省ではその後も「政治顧問」（略称POLAD）なる用語を使い続けた。
- 55) 宮里政玄「アメリカ合衆国政府と対日講和」、『サンフランシスコ講和』、東京大学出版会、1986、p. 125。
- 56) 同上書、p. 128。
- 57) *Foreign Relations of United States 1950*（本書をFRUS 1950と略す）、Vol. 6, pp. 1267-1268。
- 58) “Japanese Treaty”、備忘録の影印は、李碩祐、前掲書、p. 170。
- 59) FRUS 1950, Vol. 6, pp. 1296-1297. 日本語訳は、毎日新聞社『対日平和条約』、1952、pp.302-304;外務省『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約 対米交渉』（『対米交渉』と略す）、2007、pp. 96-98。
- 60) FRUS 1950, Vol. 6, part 1, p. 1328; 塚本孝「平和条約と竹島（再論）」、『レファレンス』、1994、p. 45。
- 61) 「1950年11月20日付 ソ連覚書に対する米国回答」、毎日新聞社、前掲書、p. 307。
- 62) FRUS 1951, Vol. 6, part 1, pp. 1062-1063.
- 63) 外務省『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書』（『調書』と略す）第1冊、2002、p.864。
- 64) 外務省『調書』、第2冊、pp. 149-150。
- 65) 同上書、p. 158。
- 66) 外務省『調書』、第1冊、p. 771。
- 67) 外務省『調書』、第2冊、p. 38。
- 68) 外務省『対米交渉』、p. 255。
- 69) 外務省『調書』、第2冊、p. 267。
- 70) 外務省『対米交渉』、pp. 310-313。
- 71) FRUS 1951, Vol. 6, part 1, p. 945。
- 72) 木畑洋一「対日講和とイギリスのアジア政策」、『サンフランシスコ講和』、前掲書、p. 166。
- 73) 菊池努「オーストラリアの対日講和外交」、『サンフランシスコ講和』、前掲書、p. 193。
- 74) 「一般命令」1号、陸・海軍第1項（ハ）（2）は「ボルネオ、英領ニューギニア、ビスマルク諸島およびソロモン諸島にある日本国の先任指揮官ならびに一切の陸上、海上、航空および補助部隊は豪州陸軍最高司令官に降伏すべし」と規定した。
- 75) 対日理事会のメンバーはアメリカ（議長）、ソ連、中華民国、英連邦関係国（イギリス・オーストラリア・ニュージーランド・インド）からの4名であり、原則として2週間に1回開かれた。英連邦関係国を代表してオーストラリアが参加した。
- 76) FRUS 1947, Vol. 6, p. 544。
- 77) FRUS 1947, Vol. 6, p. 533。
- 78) 同上；原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点』、溪水社、2005、p. 50。
- 79) 細谷千博『サンフランシスコ講和への道』、中央公論社、1984、p. 97。
- 80) 英国外務省記録、FO 371, Vol. 92532, FJ1022/97; 鄭秉俊『獨島1947』、돌베개（ソウル）、2010、pp. 568-569。
- 81) FO 371, Vol. 92535, FJ1022/171; 鄭秉俊、前掲書、p. 572。
- 82) 外務省調査局ミルワード（R.S. Milward）報告書（1950.10.27）を元にしたと考えられる。この影印は、FO 371, Vol. 83825, FJ10114/2。
- 83) 塚本孝、前掲「平和条約と竹島（再論）」、p. 46。
- 84) 細谷千博、前掲書、p. 14。
- 85) 『中央日報』2005.2.27、「“獨島는 韓國 땅” 英國政府 地図 찾아」、[http://article.joins.com/news/article/article.asp?total\\_id=453842](http://article.joins.com/news/article/article.asp?total_id=453842)（2014.8.23検索）；鄭秉俊、前掲書、p. 577。
- 86) 原貴美恵、前掲書、p. 141。
- 87) FO 371, Vol. 92551, FJ1022/452。
- 88) 外務省、『対米交渉』、p. 374; 鄭秉俊、前掲書、p. 645。
- 89) 外務省、『調書』2、pp. 626-627。
- 90) 同上書、p. 627。

- 91) 外務省、『対米交渉』、p. 398。
- 92) 参議院本会議 (1948.7.4) における丹羽五郎発言。
- 93) ソ連のクリル諸島占領は、SCAPIN-1 (1945.9.2) によって連合国から承認された。SCAPIN-1付属の「一般命令」1号、陸・海軍1項(口)は「満州、北緯38度以北の朝鮮、樺太および千島列島にある日本国の前任指揮官ならびに一切の陸上、海上、航空および補助部隊はソビエト極東軍最高司令官に降伏すべし」と規定した。
- 94) 読売新聞は、記事「ソ聯式國民學校 南千島の近況」(1945.9.25)、「南千島の一万余名 根室の収容所で血の叫び四年間」(1949.12.15)などで1940年代に北方4島を「南千島」と称した。
- 95) 『読売新聞』、前掲記事、1949.12.15。
- 96) 朴炳渉「竹島＝独島漁業の歴史と誤解(1)」、『北東アジア文化研究』33号、2011、p. 23。
- 97) 衆議院本会議、1951.5.10。
- 98) 参議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会、1951.11.26。
- 99) 衆議院予算委員会、1953.7.3。
- 100) 衆議院本会議、1953.6.17。
- 101) “Japanese Government’s Views Concerning Takeshima” (1953.7.13)、韓国外務部『独島問題概論』1954、pp. 107-114 (韓国語)、Annex pp. 26-33 (英語)。日本文は、外務省情報文化局「記事資料 竹島に関する日本政府の見解」1953.7.14。
- 102) “Views of the Japanese Government in Refutation of the Position Taken by the Korean Government in the Note Verbale of the Korean Mission in Japan, September 9, 1953, Concerning Territory over Takeshima” (1954.2.10)。日本文は、『海外調査月報』4-11、1954.11。
- 103) 外相重光葵が衆議院本会議 (1956.12.3) にて「竹島が日本の固有の領土であるということは、これはもう歴史上明らかなこと」と発言したのが「固有領土」論の始まりであろう。玄大松『日本国会에서의 獨島論議에 대한 研究』、韓国海洋水産開発院、2007、p. 43。
- 104) 下記の参考書によれば英訳の候補としてthe Japan proper, the inherent territory of Japan, the integral part of Japanese territoryなどが考えられるが、いずれも難がある。最後の用語を和訳すると「現在の日本の領土の不可分な部分」となるが、これが「日本固有の領土」に最も近いとされる。和田春樹『領土問題をどう解決するか』、平凡社新書、2012、p. 28；名嘉憲夫『領土問題から「国境画定問題」へ』、明石選書、2013、p. 31。
- 105) 名嘉憲夫、前掲書、p. 31より再引用。

- 106) 伊東巳代治『帝國版圖』、国会図書館所蔵「伊東巳代治関係文書」42。
- 107) 山辺健太郎「竹島問題の歴史的考察」、『コリア評論』7巻2号、1965、p. 4。
- 108) 竹島問題研究会編『竹島問題百問百答』(『Will』2014年3月増刊号)、p.28。
- 109) 和田春樹、前掲書、p. 25によれば、沖縄などを「固有本土」からはずしたのは、すでにアメリカに占領されていて日本の領土に戻る見込みがほとんどなかったためであり、「沖縄に住む日本帝国臣民のことは捨てることになっても仕方ない」という判断からであった。
- 110) 和田春樹、前掲書、p. 35。
- 111) 同上。
- 112) 堀和生「1905年日本の竹島領土編入」、『朝鮮史研究会論文集』24巻、1987、p. 104。
- 113) 朴炳渉「明治政府の竹島＝独島認識」、『北東アジア文化研究』28号、2008、pp. 41-43。
- 114) 船杉力修「絵図・地図からみる竹島(Ⅱ)」、『竹島問題に関する調査研究』最終報告書、島根県竹島問題研究会、2007、p. 160。
- 115) 李相泰「日本古地図が 証明하는 獨島領有権」、『島嶼研究』15号、2013、pp. 87-93。
- 116) 船杉力修「竹島の日本地図についての韓国側報道に対する反論(1)」、『島嶼研究』第3巻1号、2013、p. 94。
- 117) 影印は、慎鏞廈『独島(竹島)』、インター出版、1997、p. 189。
- 118) 芝葛盛『日本歴史地図』、明治書院の初版は1922年、『新編日本歴史地図』1931年版は「文部省検定済」教科書となった。半月城通信No. 62、「竹島(独島)と固有領土の認識」、1999、<http://www.han.org/a/half-moon/hm062.html>、参照。
- 119) 藤田明『中等日本歴史地図』、宝文館、1912。
- 120) 山上万次郎『最近統合帝国地図』(文部省検定済)大日本図書、1915；船杉力修「竹島の日本地図についての韓国側報道に対する反論(2)」、『島嶼研究』第3巻2号、2014、p. 116。
- 121) 復刻版は、外務省『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書』全5冊、2002。